

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等に係る財政措置を拡充すること。

また、耐震改修が困難な住宅に対して都市自治体が実施する耐震シェルターの設置等の取組については、財政支援を検討すること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体が取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(2) 緊急安全措置を含む空き家の円滑な除却等に資するため、財政措置を拡充するなど、積極的な支援措置を講じること。

また、ホテルや工場等の大規模な空き建築物の除却・安全対策についても、十分な支援を講じること。

さらに、都市自治体が地域の実情に応じて除去等の判断を行えるよう、事例を集約するなど情報提供に取り組むこと。

(3) 相続放棄により管理責任を持つ者が不存在となる空き家等の処分については、国として必要な措置を講じること。

(4) 空き家発生を抑制するため、住教育を促す施策を推進するなど住宅管理意識の醸成を図ること。

3. 公営住宅の長寿命化に向け、設備改修に伴う入居者の移転についても補助の対象とするよう財政措置を拡充すること。

また、公営住宅等の有効活用へ向け、入居の促進や譲渡など地域の実情に応じて都市自治体が行う取組に対し、積極的な支援を講じること。

4. 住宅・建築物の脱炭素化に当たっては、補助制度の拡充を図るとともに、地域的制約にも対応した技術開発に係る支援をはじめ、温室効果ガスの排出

削減等に資する建築資材の積極的な活用、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、国費による十分な財政支援など、必要な措置を講じること。

5. 住宅・建築物アスベスト対策に係る除去工事を促進するため、対象要件を緩和するなど財政措置を拡充すること。

6. すべての人が安全に安心して利用できる施設の整備に向け、建築物関連施設のバリアフリー化が推進されるよう、十分な財政措置を講じること。

7. 住宅新築資金等貸付助成事業については、都市自治体の償還に係る財政負担の実情を踏まえたうえで、必要な財政措置等を講じること。

また、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等の取得を可能とするこ

と。

8. 改正住宅セーフティネット法に係る支援

(1) 改正住宅セーフティネット法の運用に当たっては、居住サポート住宅の認定に係る都市自治体の負担を軽減するため、マニュアル等の作成や相談窓口の設置など十分な支援措置を講じること。

(2) 設置が努力義務化された居住支援協議会については、設置による効果を具体的に示し、その必要性を明確にすること。

また、設置に取り組む都市自治体に対しては、人的及び財政的な支援を行うこと。